

## ご存じですか?「障害者相談員制度」のこと

間 福祉課 ☎73-6651 または たすかる相談支援事業所 ☎82-4870

障害者相談員の皆さんは、障がい者や障がい者の家族などの中から選任され、悩み事の相談や必要な助言を行って います。市内各地域で活動していますので、一人で悩まず、一度相談をしてみませんか?

また、市が委託している「たすかる相談支援事業所」でも障がい(身体・知的・精神)に関する情報提供や福祉サー ビスの利用相談を受け付けています。(敬称略)

#### 身体障害者相談員

氏	名	担当地区	電話番号
松本	繁幸	深江町	72-5437
本多	壽德	布津町	72-3223
増田	秀美	有家町	82-8312
北尾	松枝	有家町	82-1236
志岐	義春	西有家町	82-4556
梶原	千秋	西有家町	82-1056
宮田	操	北有馬町	080-1717-4550
林田	榮吉	南有馬町	84-2330
近藤	淳朗	南有馬町	85-3269
西田	之士	口之津町	86-3605
大湊	孝三	加津佐町	87-4285

#### 知的障害者相談員

氏名	3	担当地区	電話番号
大石美和	子	深江町	72-4587
池田茂	森	布津町	72-3820
内田廣	利	有家町	82-3426
伊﨑勇喜雄		西有家町	82-3793
井村和	美	北有馬町	84-3418
山口聖	子	南有馬町	85-2085
石川 哲	夫	口之津町	86-4831
園田恵美	子	加津佐町	87-2990

#### ●精神障害者相談員

氏	名	担当地区	電話番号
伊藤	恭子	深江町~ 西有家町	82-3448
成末	和子	北有馬町~ 加津佐町	86-2842



# こんにちは!消費生活センターです

### コインパーキングでの思わぬ高額請求!

~看板・表示を十分に確認しましょう~

### ●相談事例

看板に「24時間最大800円」と表示されていたコイン パーキングに、朝8時から翌日の夜11時まで駐車した。 1 日800円の 2 日分で、1.600円だと思っていたが、精算 すると5.300円(=24時間800円+1時間300円×15時 間)の請求を受けた。

その場で業者に苦情を言うと「入庫後1回のみ24時間 800円で、その後は通常料金になるため1時間毎に300 円かかる」と説明された。あらためて規約を見ると、確 かに最大料金の適用は"1回限り"と表示があったが、 精算機の裏の分かりにくい部分に掲示されており、支払 いに納得できない。(市内50代 男性)



### ●消費生活センターからの助言

コインパーキングの利用には、上限料金の適用時間帯が ある、休日は特別料金になるなど、細かい条件がついてい るケースが多くあります。「1日最大○○○円」などの大き な表示の内容だけを参考に、利用するかどうか決めるので はなく、できるだけ事前に詳細案内に目を通しましょう。

全国の消費生活センターに同様の相談があり、国民生活 センターは業界団体に、消費者にとって分かりやすい表示 にするよう要望しています。消費者としても、トラブルの 未然防止のため、規約をよく確認するようにしましょう。

### ご存じですか?「特別障害者手当」のこと

間 福祉課 ☎73-6651 または 各支所市民窓口班

### 特別障害者手当

20歳以上で、身体または精神に重度の障がいを有し、 常時特別の介護を必要とする人に支給されます。

●支給制限

次のいずれかに該当するときは支給されません。

- ◎社会福祉施設に入所しているとき。
- ○病院などに継続して3カ月を超えて入院するとき。
- ◎所得制限を超えているとき。

### **障害児福祉手当**

20歳未満で、身体または精神に重度の障がいを有し、 常時の介護を必要とする人に支給されます。

●支給制限

次のいずれかに該当するときは支給されません。

- ◎障がいを支給理由とする公的年金など(特別児童 扶養手当を除く)を受給しているとき。
- ◎社会福祉施設に入所しているとき。
- ◎所得制限を超えているとき。

※支給額、支給の制限など詳細については、お問い合わせください。



# 第60回 水 道 週 間 「水道水 安全 おいしい 金メダル」

問 上水道課 ☎73-6685

6月1日から7日までの1週間、全国一斉に第60回水道週間が実施されます。

本市では、水道について、皆さんの理解と関心を深め、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図ることを目的に、 水道週間の行事を行います。

●水道相談所の開設

### □6月1日金~7日休 (土日を除く) 午前9時~午後5時

低上水道課(南有馬庁舎)

●パッキンの無料配布 (各支所および市民サービス課)

蛇口からの水漏れはパッキン (節水コ マ) の取り替えで直ります (ただし、レ バー式など直らな

い蛇口も一部あり ます)。数に限りが ありますので、お早 めにどうぞ。



### お知らせ

#### ●水道の新設など

メーター器から屋内側の給水装置(給水装置とは給水管およびこ れに直結する給水用具をいいます)は、各水道使用者の財産ですので、 その管理(修繕など)は、各自で行ってください。給水装置の新設、改 造、修繕、撤去などの工事をするときは、事前に市へ届け出る必要が ありますので、市の指定給水装置工事事業者へあらかじめご相談く ださい。なお、市の指定事業者以外による工事は禁止されています。

●お願い

長期不在などにより水道を使用されない人は、閉栓届を提出され るか、または、メーターボックス内のバルブを閉めるなど、漏水対 策にご協力をお願いします。

メーターボックスの近くに犬をつないだり、障害物を置いたり、 ボックス内に付属品を付けたりしないでください。また、ボックス 内の清掃にもご協力ください。

市では、皆さんが水を安心して利用できるよう努めています。節 水に努め、水を大切に使いましょう。